



2025年5月8日

各 位

会社名 タカラスタンダード株式会社  
代表者 代表取締役社長 小森 大  
(コード番号 7981 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 専務執行役員 管理本部長 白坂 佳道  
(電話 06-6962-1500)

## 定款の一部変更及び補欠監査役選任のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の当社第151回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議するとともに、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、「補欠監査役1名選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

- ①事業環境の変化への機動的な対応及び迅速な意思決定を実施するため、取締役の員数を適正規模に保つべく、取締役の員数を「25名以内」から「10名以内」に減員するものです。
- ②取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の定めに基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を新設するものです。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月25日(予定)

## 2. 補欠監査役候補者

### (1) 氏名及び略歴

氏名	略歴
かわぐち あきお 川口 哲生 (1974年1月26日)	2007年9月 弁護士登録（大阪弁護士会）（現在） 中坊法律事務所入所（現在）

### (2) 選任の理由

川口哲生氏は、会社の経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験及び知見を有しており、企業のガバナンス強化に寄与する能力を備えており、独立した立場から客観的かつ公正な監査を行うことが期待されるため、補欠監査役候補者としました。

以上

【別紙】

(下線\_\_は、変更部分を示すものであります。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の員数及び選任)            第 19 条 当会社に取り締役 <u>25</u> 名以内を置き、株主総会で選任する。            2. (条文省略)            3. (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数及び選任)            第 19 条 当会社に取り締役 <u>10</u> 名以内を置き、株主総会で選任する。            2. (現行どおり)            3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)            第 27 条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)            第 27 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>            2. (現行どおり)</p>
<p>(監査役の員数及び選任)            第 28 条 (条文省略)            2. (条文省略)            (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の員数及び選任)            第 28 条 (現行どおり)            2. (現行どおり)            3. <u>当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>            4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>
<p>(任 期)            第 29 条 監査役の任期は選任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。<u>但し、補欠によって選任された監査役は前任者の残任期間と同一とする。</u>            (新設)</p>	<p>(任 期)            第 29 条 監査役の任期は選任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。            2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了のときまでとする。但し、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときを超えない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除) 第 33 条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 33 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

以上